

視察報告書

報告者氏名：二見英一

委員会名：総務常任委員会

期 間：令和4年11月8日（火）～11月10日（木）

視察都市等及び視察項目

- 1、若者政策について（東京都世田谷区）
- 2、まちぶらプロジェクトについて（長崎県長崎市）
- 3、中心商店街における地域福利増進事業について（山口県山口市）

1、若者政策について（11月8日）

視察初日は東京都世田谷区の希望丘青少年交流センター（通称アップス）を視察した。

世田谷区では子ども・若者ビジョンを策定し、その中で12歳から39歳までを「若者」と定義しており、若者計画4つの施策（①若者の交流と推進②生きづらさを考えた若者の支援③若者が地域で力を発揮できる支援④若者の社会へ向けた文化発信の支援）を展開している。



そうした若者支援を具体化すべく、池之上、野毛、希望丘地域には青少年交流センターを、区内25ヶ所には児童館を設置し、地域一丸となって交流支援をしている。

今回視察したアップスは平成31年に区立中学校跡地に開設され、業務委託契約として事業展開している。

開設前年には公募により若者と地域代表者による「運営準備委員会」を設置し、利用ルールや施設愛称の公募などの検討を進めてきた。

ワークショップやアンケート等を通して、施設配置や内装設置品などにも若者の要望を多く取り入れ、話し合いを基本とした施設開設へ向けた取り組みが随所に取り入れられた。

開設後は「運営委員会」として、施設を利用する若者の意見なども積極的に取り入れ、若者と地域とが連携協力しながら運営している。

施設には開放感溢れる多目的スペースや音楽・ダンス等の表現活動のできる多目的ホールのほか、学習室、音楽スタジオ、調理室等の他、野菜や果物を育てられる農園スペースもあり、様々な機能を備えている。

利用者内訳は小学生、中学生、高校生の各世代で3割ずつ、残りの1割が20代となっており、比較的若年層の利用が多く見られる。

そうした若年層の声を施設運営に活かそうと毎年度、施設配架の質問用紙やGoogle フォームにより利用者アンケートを実施している。

所感

本市では世代ごとに施策が多岐に渡っており、若者に特化した連携は容易ではない現状がある。

今回視察した世田谷区では平成25年から若者支援担当課を配置し、一貫して若年世代の枠を超えて若者を定義し支援してきた。

今回伺ったアンケート結果では、スタッフや施設設備、備品等には8割から9割と高い満足度で評価されている一方、イベント満足度には8割近くが参加したくない等やアップスで新しい友人関係が築けた者がほとんどいない等の結果が現れ、個人や団体グループのみの活動に止まっている現状が示されていた。

こうした現状を克服すべく、様々なイベントを企画しており、興味深い取り組みを伺った。本市でも同様の傾向が表れるものと考えられ、世田谷区のような先進的な取り組みが活かされるような素地を築ければ良いと感じた。

2、まちぶらプロジェクトについて（11月9日）

視察2日目は長崎県長崎市のまちぶらプロジェクトについて視察した。

長崎市では本年9月に西九州新幹線の開業やそれに伴う長崎駅の再整備、大規模MICE会場のオープン等、「100年にいちどの長崎」と題して変化の時を迎えている。

さらには、国際船の受け入れ体制の強化に伴い、長崎駅周辺が「陸の玄関口」として、長崎駅から南西1.5Km付近の松が枝周辺が「海の玄関口」として整備が進んでいる。

そうした長崎駅周辺は、歴史及び文化資産の集積と商業業務・公共サービスなどの集積があり、長崎市をけん引する地域として位置付けている。



一方で長崎駅東地域の新大工から浜町を通り大浦に至るルートをまちなか軸として設定した。

この軸を中心とした5つのエリア（新大工エリア／中島川・寺町・丸山エリア／浜町・銅座エリア／館内・新地エリア／東山手・南山手エリア）の魅力の創出や、回遊性を促す今後10年間の取り組みを「まちぶらプロジェクト」として取りまとめ、平成25年度から本格的にハード・ソフト両面から整備を進めてきており、令和4年までの10年間の計画期間としている。

所感

今回の視察先では会議室等での説明ではなく、実際にまちなかを歩き、適宜質疑応答を行った視察となった。

主に中島川・寺町・丸山エリアを歩き、商店街振興に係る整備助成制度を作り、商店に対する街並み景観に資するような助成金を補助していた。

それによって一定水準の景観を維持しつつ、美しい街並み作りに資していた。

今年度が計画期間の最終年度であり、次年度より新たな事業目標を設定し、各種整備事業の継続を行なっていくと伺った。

次期計画のもと、更なる発展が期待でき、大規模事業も完成し今後のインバウンド効果も予想されるなかで大きな期待を感じ取れた。

本市も長崎市に負けず劣らずの歴史文化があり、今回の長崎市の取り組みをもって学ぶべき事が多く見受けられた。

3、中心商店街における地域福利増進事業について（11月10日）

視察最終日は山口県山口市が取り組んでいる中心商店街における地域福利増進事業について視察した。

我が国において人口減少・少子高齢化が進む中、世代交代による相続件数の増加、人口減に伴う土地の利用ニーズの低下等、土地所有意識の希薄化が進行してきている。



所有者不明土地に関しては、本市のみならず、全国規模で大きな問題として捉えられておりこれからの我が国においても喫緊の課題として早急に取り組むべき事案である。

今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管

理の適正化は喫緊の課題として捉えられてきている。

そうしたなか、所有者不明土地を公益性の高い事業として活用する「地域福利増進事業」について注目が集まっており、今後、激甚・頻発化する自然災害に対応するための所有者不明土地としての利用ニーズが高まっている。

そのようなニーズをいち早く察知し、山口市は先進的な取り組みを行なっている。

本年4月に所有者不明土地利用円滑化特別措置法が改正され、以前の特措法より権限が強化された。今回改正された主な内容は、不明土地を公園や公民館などの地域福利のために使用したい場合、また、防災工事などの代執行権を自治体の長に対し、使用权の権限を付与した内容である。

このような背景のなか、山口市では、中心商店街における整備事業において、特措法を十分に活用し取り組んでいる。令和2年度には国土交通省の「所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進事例構築推進調査」に採択され、その取り組みが評価された。

所感

今回視察した山口市の事業スキームは、市街地有効活用のために所有者不明土地を行政内で総力をあげて取り組んでいく事業内容を視察できた。

一方で、本市でも見受けられる所有者不明土地と言えば、山林の一部であったり急傾斜地付近にある民有地で防災工事の手続きに支障が出たりするような箇所である。

所有者不明土地を地域の福利厚生に活用するため、特措法を用いて法定相続人を探索し、所有権の確認作業を行う労力は並大抵の事ではないと感じた。

本市においても安全対策のための防災工事等に留まらず、山口市のような地域福利厚生のために活用できるような事業スキームの研究を進めていくべきと感じた。